

裁 決 書

審査請求人 ●●●●●●●●●●●●●●●●

●●●

●● ●●

同代理人 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

●●●●●●

●● ●

処 分 庁 仙台市青葉福祉事務所長

審査請求人●●●●（以下「請求人」という。）が令和4年3月2日付けで提起した処分庁仙台市青葉福祉事務所長（以下「処分庁」という。）による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条の規定による費用返還決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が令和4年2月14日付けR3青保一第1892号で請求人に対してした法第63条の規定による費用返還決定処分は、これを取り消す。

第1 事案の概要

- 1 請求人は、平成30年5月21日、処分庁に対し、法に基づく生活保護（以下「保護」という。）を申請し、処分庁は同日付けで保護を開始した。
- 2 処分庁は、平成30年5月31日、請求人宅を訪問し、請求人に対し年金受給の可能性があるので年金申請の手続を行うことを指導した。また、年金が遡及して支払われた場合は、法第63条に基づき保護費を返還してもらう可能性があることを説明した。
- 3 請求人は、令和元年5月10日、処分庁を訪問し、年金裁定請求の手続を済ませたことを報告した。なお、年金証書によれば、請求人が年金受給権を取得した年月は平成21年10月、支払開始年月は同年11月、平成26年1月以前の年金は、時効消滅により支払いはないとされている。
- 4 請求人は、令和元年7月19日、処分庁を訪問し、年金が振り込まれていたとして収入申告書を提出した。添付された年金支払通知書によれば、令和元年6月の定期支払額が●●●●●●円、過去分の支払額（一時払）が●●●●●●●●●円となっており、これに対し、処分庁は、請求人に対し、遡及支給された年金については、今後、ケース診断会議に諮り取扱いを決めることとなるので費消しないよう助言した。
- 5 弁明書及びケース記録票によると、処分庁は、費用返還額を決定する際に自立更生費を確認することになっていることから、令和元年7月31日、請求人に架電し、請求人が生活する上で必要なもの、例えば家具・家電で壊れそうで買い換えるものはないか確認したところ、請求人からはそういうものはないとの回答を得たとのことであり、他方、請求人は、反論書によると、同日当時、「自立更生費」という言葉すら知らなかったとのことである。
- 6 処分庁は、令和元年8月1日、ケース診断会議を開催し、「生活保護費の費用返還及び費用徴収

決定の取扱いについて」(平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「費用返還通知」という。)に照らし、遡及して受給した年金収入の取扱いについて検討を行った。その結果、遡及して受給した年金のうち●●●●●●●●円を法第63条に基づき費用返還とすること、また、自立更生費を認めないことが請求人世帯の自立助長を阻害するものではないため自立更生費は認めないと判断した。

7 処分庁は、令和元年8月7日、請求人に対し、法第63条の規定による費用の返還を決定し、同日付けH31青保一第670号で、費用返還決定処分(以下「第1回処分」という。)を通知した。

8 処分庁は、令和元年8月20日、請求人に対し、請求人が遡及年金の支給に伴い一時的に保護を必要としなくなったとして、保護を停止する時期を同年6月1日とする保護停止決定処分を通知した。

9 請求人は、第1回処分を不服として、令和元年10月29日付で、審査庁に対し、第1回処分の取消しを求める審査請求(以下「第1回審査請求」という。)を行った。

10 処分庁は、令和元年11月以降、請求人の生活状況を確認し、保護停止の取扱いを検討するため、請求人に架電、訪問を行ったが請求人と連絡が取れない状況が続いた。その後、請求人の生活状況を明らかにするよう文書による指導指示を行ったが、請求人が指導内容に従わなかったことから、令和2年2月29日付で保護を廃止する処分を行った。

11 審査庁は、第1回審査請求について、処分庁における返還金額の算定に誤りが認められること、請求人の自立更生のための需要について調査を尽くさなかつた点について手続的瑕疵があることから第1回処分は不適切であり合理性を欠くとして、令和3年3月5日付で第1回処分を取り消す裁決(以下「前回裁決」という。)を行った。

12 処分庁が請求人の自立更生費の希望の有無について代理人を通じて確認したところ、令和3年4月19日に請求人から11項目の自立更生費に関する希望が郵送で提出された。

13 処分庁は、令和3年4月30日、請求人宅を訪問し、改めて自立更生費の説明を行うとともに、請求人の希望する11項目の自立更生費について状況確認を行った。その際、請求人から、11項目の他に、新たに保護停止期間中の市営住宅の住宅費を自立更生費として希望する旨申出がなされた。

14 処分庁は、令和3年6月8日、請求人の遡及年金の取扱いについて検討するため、ケース診断会議を開催した。その結果、請求人の受領した遡及年金のうち●●●●●●●●円を法第63条に基づく費用返還額とすることとした。また、請求人から申出のあった自立更生費については、今回の費用返還の要因である遡及年金については定期的に支給される年金との公平性を考慮し、控除を認める場合は真にやむを得ない理由が必要であり、また、事後の相談は健康上の理由や災害等本人の責めによらない理由が必要であるが、請求人から申出のあった自立更生費についてはいずれにも当てはまらないことから、全て認定しないこととした。

15 処分庁は、令和3年6月22日、請求人に対し、法第63条の規定による費用の返還を決定し、同日付けR3青保一第670号で、費用返還決定処分(以下「第2回処分」という。)を通知した。

16 請求人は、第2回処分を不服として、令和3年8月17日付で、審査庁に対し、第2回処分の取消しを求める審査請求を行った。

17 処分庁は、返還金額の決定に当たり算定基礎の見直しが生じたとの理由により、令和3年10月12日付けR3青保一第1217号「保護費に関する費用返還決定の取り消しについて」によ

り、請求人に第2回処分の取消しを通知した。

- 18 処分庁は、令和4年2月3日、請求人の遡及年金の取扱いについて改めて検討するため、ケース診断会議を開催した。その結果、請求人の受領した遡及年金のうち●●●●●●●円を法第63条に基づく費用返還額とすることとした。また、請求人から申出のあった自立更生費については、今回の費用返還の要因である遡及年金については定期的に支給される年金との公平性を考慮し、控除を認める場合は真にやむを得ない理由が必要であり、また、事後の相談は健康上の理由や災害等本人の責めによらない理由が必要であるが、請求人から申出のあった自立更生費についてはいずれにも当てはまらないことから、全て認定しないこととした。
- 19 処分庁は、令和4年2月14日、請求人に対し、法第63条の規定による費用の返還を決定し、同日付けR3青保一第1892号で、費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）を通知した。
- 20 請求人は、本件処分を不服として、令和4年3月2日付で、審査庁に対し、本件処分の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

請求人は、おおむね以下の理由により本件処分は違法であるとして、本件処分の取消しを求めている。

（1）保護費支給期間に対する年金受給額を返還の対象とし、少なくとも医療費を控除すべきである

イ 年金受給額を遡及して保護費全額の返還に充当させるという処分は、最低限度を下回る生活の回復を否定することにほかならず、実質的に最低限度を下回る生活を黙認することを意味する。処分庁は、憲法第25条の趣旨に照らし、保護費支給期間における年金受給額を超えて保護費返還処分を行うことができないのであり、本件処分は裁量権を逸脱・濫用したものとして違法である。

ロ 本件処分の中には医療費相当額も含まれているが、処分庁は、仮に年金が遡及して支払われることとなった場合、医療費の全額を返還する必要があることを請求人に説明しなかったため、高額な医療費負担を強いられることになっている。この不利益は甚大で、請求人の自立更生を阻害するものであり、その不利益を請求人に負担させるのは社会正義に反することから、特に医療費相当額の返還部分は裁量権を逸脱・濫用するものとして強い違法性がある。

ハ 以上の理由から、請求人の返還すべき保護費の対象は、保護受給期間における請求人の年金受給額相当（●●●●●●●円）が適切であり、少なくとも医療費については対象返還額から控除すべきである。

（2）自立更生のための費用が控除されるべきである

前回裁決において、「処分庁は請求人が主張する費用について自立更生費として費用返還額から控除ができるか否かを改めて判断すべきである」としているものの、本件処分通知では、「自立更生費に関しては、日常の生活扶助費から賄うべきものである等の理由から、自立更生費は認めない」とされている。しかし、本件では（1）のハの返還対象額から、以下の①から⑪までに掲げる自立更生費合計●●●●●●●円が控除されるべきであり、その結果、請求人の返還額は●円となる。

①介護保険料未払分、②母子父子寡婦福祉資金貸付事業の違約金、③台所レンジフード交換

工事費用, ④湯沸し器交換費用, ⑤エアコン購入設置費用, ⑥ガスコンロ購入費用, ⑦風呂入口ガラス交換費用, ⑧●●●●●修理費用, ⑨40型テレビ購入費用, ⑩中古バイク購入費用, ⑪風呂釜交換費用

2 処分庁の主張

処分庁は、おむね以下の理由により本件処分に何ら違法又は不当な点はなく、本件審査請求は棄却されるべきものと主張している。

法第63条では、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定められている。

また、費用返還通知の記の1の(2)の中で、「年金を遡及して受給した場合の返還金から自立更生費等を控除することについては、(略)厳格に対応することが求められる。」とされ、「遡及して受給した年金収入については、次のように取扱うこと。」として(ア), (イ), (ウ)の3点が示されている。このうち、(ア)の内容は以下のとおりである。

(ア) 保護の実施機関は、被保護世帯が年金の裁定請求を行うに当たり遡及して年金を受給した場合は、以下の取扱いを説明しておくこと。
①資力の発生時点によっては法第63条に基づく費用返還の必要が生じること、
②当該費用返還額は原則として全額となること、
③真にやむを得ない理由により控除を認める場合があるが、事前に保護の実施機関に相談することが必要であり、事後の相談は、傷病や疾病などの健康上の理由や災害など本人の責めによらないやむを得ない事由がない限り認められないこと。

以上の内容を基に、処分庁は、「年金を遡及して受給した場合の返還金の取扱い」及び「年金を遡及して受給した場合の返還金から自立更生費の控除が認められるか」について、令和4年2月3日のケース診断会議において改めて検討を行った。

その結果、請求人は、保護における請求人の権利・義務は十分理解しており、今般の遡及年金に関する取扱いについても、処分庁は、請求人に対する説明（費用返還の必要性、原則として全額が返還対象になること、真にやむを得ない理由により控除を認める場合があること等）を適切に行っている。また、第1回処分取消し後も、請求人に対して改めて自立更生費の説明及び状況確認を適切に行った上で、ケース診断会議において、請求人から提出された自立更生費の項目を一つ一つ組織的に検討を行い、本件処分を行うに至ったものである。

第3 理由

1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 法第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定している。
- (2) 法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と規定している。
- (3) 生活保護手帳別冊問答集2021年度版（以下「別冊問答集」という。）の問13-5の答は、

年金を遡及して受給した場合等における法第63条に基づく返還額の決定について、「原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきである。」としつつ、「保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合については、次の範囲においてそれぞれの額を本来の要返還額から控除して返還額を決定する取扱いとして差し支えない。」としている。そして「次の範囲」として、「ア(略) イ家屋補修、生業等の一時的な経費であって、保護(変更)の申請があれば保護費の支給を行うと実施機関が判断する範囲のものにあてられた額。(保護基準額以内の額に限る。) ウ(略) エ当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額。なお、次のようなものは自立更生の範囲には含まれないものである。①(略) ②(略) ③保有が容認されない物品等の購入のためにあてられた額 オ当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合にあっては、今後の生活設計等から判断して当該世帯の自立更生のために真に必要と実施機関が認めた額。」の5項目を挙げている。

- (4) 別冊問答集の問13-6の答の(1)は、障害基礎年金等が裁定請求の遅れや障害認定の遅れ等によって遡及して支給されることとなった場合の費用返還請求の対象となる資力の発生時点について、「(略) 年金受給権は、裁定請求の有無にかかわらず、年金支給事由が生じた日に当然に発生していたものとされている。したがって、この場合、年金受給権が生じた日から法第63条の返還額決定の対象となる資力が発生したものとして取り扱うこととなる。(略)なお、上記により資力の発生時点が保護の開始前となる場合でも、返還額決定の対象を開始時以降の支払月と対応する遡及分の年金額に限定することのないよう留意すること。」としている。
- (5) 同じく別冊問答集の問13-6の答は、法第63条の適用に当たって、「上記の事例の他、国民健康保険加入者が医療費を必要とする場合、他法他施策等を活用した場合には高額療養費の自己負担限度額までの借入れで済むものが、生活保護を適用した場合には医療費の全額が返還額決定の対象となること等を説明し、適正な債権管理が行われるように対応する必要があると言えよう。」としている。
- (6) 別冊問答集の問13-18の答は、費用返還請求の時期と消滅時効の開始時期について、「保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村は、資力の発生の事実があったとき以降いつでも、保護の実施機関が決定した額について法律上の返還請求権を行使することができるので、その消滅時効の起算点も「資力があるにもかかわらず保護を受けたとき」と解することになる。この返還請求権の消滅時効期間は5年間(地方自治法第236条)なので、実際に当該請求権を行使する日(法第63条に基づき返還額の決定をする日)前5年間を超える保護費については、消滅時効が完成したものとして取り扱って差し支えない。(略)」としている。
- (7) 費用返還通知の記の1の(2)は、「年金を遡及して受給した場合の返還金から自立更生費等を控除することについては、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮すると、上記(1)と同様の考え方で自立更生費等を控除するのではなく、厳格に対応することが求められる。」としている。なお、上記(1)とは、(3)と同趣旨の内容である。
- (8) 費用返還通知の記の1の(2)の(ア)は、「保護の実施機関は、被保護世帯が年金の裁定請求を行うに当たり遡及して年金を受給した場合は、以下の取扱いを説明しておくこと。」とし、「以下の取扱い」として「①資力の発生時点によっては法第63条に基づく費用返還の必要が

生じること ②当該費用返還額は原則として全額となること ③真にやむを得ない理由により控除を認める場合があるが、事前に保護の実施機関に相談することが必要であり、事後の相談は、傷病や疾病などの健康上の理由や災害など本人の責めによらないやむを得ない事由がない限り認められないこと」と、費用返還通知の記の1の(2)の(イ)は、「原則として遡及受給した年金収入は全額返還対象となるとした趣旨を踏まえ、当該世帯から事前に相談のあった、真にやむを得ない理由により控除する費用については、保護の実施機関として慎重に必要性を検討すること。」と、費用返還通知の記の1の(2)の(ウ)は、「資力の発生時点は、年金受給権発生日であり、裁判請求日又は年金受給日ではないことに留意すること。また、年金受給権発生日が保護開始前となる場合、返還額決定の対象を開始時以降の支払月と対応する遡及分の年金額に限定するのではなく、既に支給した保護費の額の範囲内で受給額の全額を対象とすること。」としている。

- (9)「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知)は、「保護開始前の滞納分に係る保険料について介護保険料加算の対象とすることは認められるか。」との問(第7の67)の答で「認められない」としている。
- (10)「生活保護法と母子福祉資金の貸付等に関する法律との関係について」(昭和28年4月27日社発第213号厚生省社会・児童局長連名通知)の記の4は、「保護法による要保護者が貸付けによる貸付金の元本及び利子(違約金を除く)の償還を行う場合にあつては、その者の収支認定においてその償還金を、当該貸付金によって得られた収入から控除して認定して差し支えないこと。」としている。

2 本件処分の検討について

(1) 費用返還対象額の算定について

処分庁は、資力である遡及年金の収入認定に当たり、遡及年金額●●●●●●●円のうち、平成26年2月分から同年7月分については5年より前のものとして、遡及年金額から5年より前の年金額●●●●●●●円を除いた●●●●●●●円を収入認定額とし、この金額と支給済保護費を比較して、支給済保護費が資力を上回ることから、資力である

●●●●●●●円を費用返還対象額と算定している。ここで、審理員が遡及年金額から5年より前の年金額を控除した根拠を処分庁に確認したところ、返還請求権の消滅時効が完成していることにより請求できないと判断したことであったが、1の(6)でいう返還請求権はあくまで保護の実施機関が決定した額、すなわち支給済保護費についてのものであり、資力についてのものではない。本件でいえば、返還額を決定した令和4年2月前5年を超える保護費について消滅時効が完成することとなるが、請求人は平成30年5月21日保護開始であることから支給済保護費について消滅時効完成分はない。したがって、処分庁が資力である遡及年金額から5年より前の年金額を控除して返還対象額を算定している点に誤りが認められる。

(2) 費用返還対象額に係る請求人の主張について

請求人は、保護費支給期間における年金受給額を返還対象とすべきである旨主張しているが、1の(8)のとおり、「年金受給権発生日が保護開始前となる場合、返還額決定の対象を開始時以降の支払月と対応する遡及分の年金額に限定するのではなく、すでに支給した保護費の額の範囲内で受給額の全額を対象とすること」とされていることから、この点に関する請求人の主張は採用できない。

次に、請求人は、遡及年金の受給に際し、医療費全額を返還する必要性について処分庁から

説明を受けていなかったので、少なくとも医療費については返還対象額から控除すべきと主張している。これに対して、処分庁は、請求人は以前保護受給していたことから保護における請求人の権利・義務は十分理解しており、今回の保護開始に際しても、請求人に年金受給の可能性があることから、遡及年金を一括で受給した場合は現物給付の医療費を含む支給した保護費の範囲内で返還してもらう旨の説明を行い、請求人の了解を得ていたと主張しており、この点に関する双方の主張は食い違い、事実関係は判然としない。しかしながら、1の(5)のとおり、国民健康保険加入者が医療費を必要とする場合、他法他施策等を活用した場合には高額療養費の自己負担限度額までの借入れで済むものが、生活保護を適用した場合には医療費の全額が返還額決定の対象となること等を説明することとされているところ、かかる説明がなされていれば高額な費用が見込まれる手術等が終了するまで保護受給を見送り、国民健康保険等を選択できたとする請求人の主張には合理性がある。一方で、保護開始時のケース記録によれば、処分庁は、遡及年金を受給した際は保護費が法第63条返還の対象となることについて説明していることは認められるものの、1の(5)に示された内容の説明を行ったとの記載はなく、その他1の(5)に示された内容について説明を行った事実は確認できない。したがって、処分庁は、遡及年金受給の可能性があるとともに、近日中に入院手術の予定があり多額の医療費が見込まれた請求人に対して、他法他施策等を活用した場合には高額療養費自己負担限度額までの負担で済むものが、保護受給した場合は医療費全額が返還対象となることについて説明した上で十分な理解を得ないまま本件処分を行ったと判断せざるを得ず、本件処分は違法又は不当なものと言わざるを得ない。

(3) 費用返還額の決定について

費用返還額の決定に当たり、処分庁は、請求人から要望のあった自立更生費について、日常の生活扶助費から賄うべきものである等の理由から認めないこととしているが、請求人は自立更生費が認められるべきであると主張しているので、この点について検討する。

処分庁は、前回裁決を踏まえ、改めて請求人に自立更生費の要望を確認した上で請求人宅を訪問し、要望のあった自立更生費の状況確認を行っている。その際、追加で1項目要望があつたことから最終的に請求人から要望のあった自立更生費は次の12項目である。

①介護保険料未払分、②母子父子寡婦福祉資金貸付事業の違約金、③台所レンジフード交換工事費用、④湯沸し器交換費用、⑤エアコン購入設置費用、⑥ガスコンロ購入費用、⑦風呂入口ガラス交換費用、⑧●●●●修理費用、⑨40型テレビ購入費用、⑩中古バイク購入費用、⑪風呂釜交換費用、⑫保護停止期間中の住宅費

処分庁は、令和4年2月3日に開催した遡及年金の取扱いを検討するケース診断会議において、請求人から要望のあった項目について、真にやむを得ない理由により自立更生費として返還金から控除できるかどうかについて個別に検討を行っている。その結果、①については1の(9)により、②については1の(10)により、それぞれ公費を充てることは適切でないこと、③から⑪までについては日常の生活扶助費から賄うべきものであること、⑫については日常の収入から賄うべきものであること、を理由にいずれも真にやむを得ない理由には当たらないと判断し、自立更生費を控除せずに本件返還額を決定している。

1の(7)及び(8)のとおり、遡及して受給した年金収入に係る自立更生費の取扱いについては、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮し、厳格な対応が求められること、また、原則として遡及受給した年金収入は全額返還対象となる

趣旨を踏まえ、事前に相談のあった、真にやむを得ない理由により控除する費用については、保護の実施機関として慎重に必要性を検討することとされている取扱いをもとに、請求人から要望のあった自立更生費を認めないとした処分庁の判断に裁量権の逸脱・濫用は認められず、違法又は不当な点はない。

第4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和5年1月13日

宮城県知事 村井嘉浩